

2022年度 別紙①. ファンドA交付金 対象経費基準【事業運営費】

科目	①会議費	②旅費交通費	③通信運搬費	④消耗品費	⑤器具備品費	⑥印刷製本費	⑦賃借料	⑧広告宣伝費	⑨諸謝金	⑩保険料	⑪支払手数料	⑫報償費	⑬食糧費	⑭雑費	⑮その他
対象経費 (HBA)	<p>(1)事業の打合せや会議開催に係る費用を言う。</p> <p>(2)会場会議室の使用料等</p> <p>(3)会議出席に対する日当は、2,000円（基本交通費含む）とする。基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離40km以内をいう。（距離の試算は、「北の道ナビ」による。）ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、<b>ア</b>～<b>エ</b>に示す交通費加算額を支払うことが出来る。</p> <p><b>イ</b> 往復移動距離が40km以上100km（「北の道ナビ」により試算する距離を準用）未満の場合  <b>ア</b> 40km以上60km未満 加算交通費支払い額【500円】  <b>イ</b> 60km以上80km未満 加算交通費支払い額【1,000円】  <b>ウ</b> 80km以上100km未満 加算交通費支払い額【1,500円】                      ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円                      ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円                      ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円                      居住地と開催地との往復移動距離が100km以上の場合、<b>エ</b> 100km以上【（北の道ナビ試算往復距離-40km）×37円】                      【例】：（102km-40km）×37＝2,294円＋日当2,000円＝4,294円→4,300円（100円単位に四捨五入）                      ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください</p> <p>(4)飲料および軽食の提供が必要な場合、（2時間程度の会議等）「300円以内税込」とする。</p> <p>(5)会議およびその他競技会等業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要と認められる時間帯の場合、食糧費の上限は「800円飲料・消費税込み実費」とする。尚、その場合の日当（交通費含む）は、専務理事が別に定める。</p> <p>(6)リモート（web）で実施する会議等の参加は、日当1,000円/回とする。</p>	<p>(1)選手、指導者、審判員、講師、スタッフ等で、活動の実施に要する人員の旅費、日当（鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、自動車ガソリン代、高速代、宿泊費等）                      ※HBA旅費規程に準ずる。</p> <p>(2)招集審判員の交通費：HBA旅費規程の60%を上限とする。</p> <p>(3)審判員稼働の宿泊費 10,000円/泊</p> <p>(4)競技会稼働役員の日当（交通費含む）は、以下に定める。  <b>イ</b> 競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、<b>ア</b>～<b>エ</b>に示す交通費加算額を支払うことが出来る。また、競技会等の各種事業活動が長時間となる場合、その日当は、4,000円を上限とし、その額は、事業の状況を考慮し、決定する。  <b>ウ</b> 往復移動距離が40km以上100km（「北の道ナビ」により試算する距離を準用）未満の場合  <b>ア</b> 40km以上60km未満 加算交通費支払い額【500円】  <b>イ</b> 60km以上80km未満 加算交通費支払い額【1,000円】  <b>ウ</b> 80km以上100km未満 加算交通費支払い額【1,500円】                      ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円                      ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円                      居住地と開催地との往復移動距離が100km以上の場合、<b>エ</b> 100km以上【（北の道ナビ試算往復距離-40km）×37円】                      【例】：（102km-40km）×37＝2,294円＋日当2,000円＝4,294円→4,300円（100円単位に四捨五入）                      ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください</p> <p>(5)競技会に稼働する運営役員は、当該競技会に参加チームスタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務（マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等）と重複しないことが望ましい。ただし、競技会運営上重複が必要な場合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。</p>	<p>(1)大会要項・組合せ等発送料。ただし大会要項・組合せ等はTeamJBAを活用・HPに掲載等で、資料の郵送料等経費削減を図る。</p> <p>(2)活動に伴うインターネット接続料等システム利用代金等</p> <p>(3)会場暖房用、灯油購入代</p> <p>(4)感染症対策に伴うマスク、消毒液購入費等</p> <p>(5)ごみ袋</p> <p>(6)トイレットペーパー</p>	<p>(1)筆記用具類、コピー用紙等事務用消耗品</p> <p>(2)スコアシート、ラインテープ、リングネット等競技に係る消耗品</p> <p>※大会毎に筆記用具類を購入しないて頂き、大会毎に使い回すこと。</p> <p>(3)会場暖房用、灯油購入代</p>	<p>★3万円以上の場合は、HBAに相談して下さい。</p> <p>★事業会計予算7大会事業（全道大会出場予選）の購入は認めない。</p>	<p>(1)プログラム印刷代</p> <p>(2)コピー代</p>	<p>(1)施設・用具等の借上料等</p> <p>(2)バス会社へ支払う貸切バス利用料等</p> <p>(3)会場清掃料・観客席が飲食を利用した際の清掃料</p>	<p>(1)大会・イベント用ポスター印刷代</p>	<p>(1)審判員、講師等で、活動の実施に要する人員に対して支払う謝金・雑給上限額（所得税込）                      ※競技会事業</p> <p>(2)審判謝金：上限額/試合  <b>S:3,000円、A:2,000円、B:1,500円、C:1,000円、D:500円</b></p> <p>(3)団体(チーム・クラブ・学校)による諸謝金の扱いとなる。</p> <p>・学校施設使用料：上限10,000円/3ト/日                      ・コート設置費 上限10,000円/3ト（※ラインが引いてある場合は「半額」）                      ・TO謝礼 上限6,000円/試合</p> <p>(4)ドクター・看護師・トレーナー(理学療法士含む) 5,000円/日</p> <p>(5)マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナーの稼働者の謝金は、1日稼働される場合は、日当で支払う。</p> <p>※諸謝金と日当との二重払いはいししない。</p> <p>(6)会場整備費（駐車場警備費）</p>	<p>①大会・講習会に関する保険料</p> <p>①金融機関への振込手数料・両替手数料等</p>	<p>①チーム・選手への表彰物購入/製作費（レプリカ・賞状・メダル・トロフィー・優勝カップ・福購入代等）</p> <p>①競技会、講習会等におけるスタッフ等、役員への弁当(お茶代含む)代等は、一人800円（消費税込）までとする。</p>	<p>①茶菓代等</p> <p>②ゴミ回収費                      ・管理者が処理する場合</p> <p>③ゴミ処理場まで持参した際のごみ処理代</p> <p>④クリーニング代</p> <p>⑤大会委託費</p>	<p>①大会中止の際、参加費の返金</p>		